

松江市農業委員会だより

あさつゆ

第31号

(編集・発行) 松江市農業委員会 〒690-8540 松江市末次町86番地 ☎55-5528 平成27年9月発行



農事組合法人 ゆとりの里下古志ファーム13 4ページに紹介記事

あぜみち



田んぼに色の異なる稲を植え、巨大な絵を描く田んぼアート。市内の西忌部町の棚田では、島根県のPRキャラクター「吉田くん」が見事に完成し、親子連れやカップルなどが訪れ、楽しんでい。市民がこのアートを観ることによって、農業へ興味や関心を持つてもらえたらと期待する。

今年も春の田植えの後、毎日、雑草の刈り取りや肥料、水管理と丹念に稲の世話を続けて、稲穂は黄金色に色づいた。

各地でスズメやカルガモによる稲穂の食害や、刈り取り前にイノシシや鹿が田んぼを荒し、鳥獣害対策に悲鳴が上がる。

厳しい自然環境の中で、天地が与えてくれた恵みに手ごたえを感じながらも、今、農家はTPPや米生産調整などの難題の中で揺れ動いている。

朝陽の中で稲穂がキラキラと光るように、米価格の安定や農家の所得向上などにより、地域農業がさらに魅力あるものとなって、地域の仲間と共に発展していくように願う。

(和)



人・農地プランとは

★島根県の就農平均年齢は、70歳！

皆さんの地域の「人(担い手)と農地の問題」について、考えてみませんか？

集落・地域における話合い

- ◎今後の中心となる経営体
(個人、法人、集落営農)はどこか
- ◎地域の担い手は十分確保されているか
- ◎将来の農地利用のあり方
- ◎農地中間管理機構(しまね農業振興公社)の活用方針
- ◎近い将来の農地の出し手の状況
(いつ頃、どのくらい出す意向か)
- ◎中心となる経営体とそれ以外の農業者(兼業農家、自給的農家)の役割分担を踏まえた地域農業のあり方(生産品目、経営の複合化、6次産業化)

農業者の高齢化、後継者不足などにより「担い手」が減少し、耕作放棄地が拡大するなど、5年後、10年後の展望が描けない集落・地域が増加することが全国的に懸念されています。

そこで、このような問題を解決するために、将来の「担い手」の確保と、農地集積を進める行動プランがいわゆる「人・農地プラン」(未来の設計図)です。

皆様の地域が、このまま、手を打たないと5年後、10年後はどうなっているのでしょうか？

市としては、集落・地域が抱える「人(担い手)と農地の問題解決」のため、集落・地域において話し合っていただき、左記のことを決めていただく地域の取組を支援します。

人・農地プランには、様々なメリット措置があります。

【担い手(地域の中心経営体)に対する支援】

「人・農地プラン」に担い手(地域の中心経営体)として位置づけられると、次の支援を受けることができます。

- ◎青年就農給付金(経営開始型) → 原則45歳未満の認定新規就農者で独立・自営就農する方
- ◎スーパーL資金の当初5年間無利子化 → 認定農業者
- ◎経営体育成支援事業 → 「人・農地プラン」作成地区で経営改善を目指す中心経営体等の方

【農地の出し手に対する支援】・・・機構集積協力金

農地中間管理機構(しまね農業振興公社)に農地を貸付けると、予算の範囲で次の協力金の交付を受けることができます。

- ◎地域集積協力金 → 地域で一定割合以上の面積をまとめて貸付ける地域
- ◎経営転換協力金・耕作者集積協力金 → 農地を貸付ける方

★職員が説明に伺います！★

●問い合わせ● 松江市農政課 TEL:55-5225 FAX:55-5246

農地に関する Q&A



Q1 農地を取得して耕作したいのですが、どんな手続きが必要ですか？

A 耕作を目的に農地を取得する場合には、農業委員会
の許可が必要です。
許可を受けるためには条件があり、耕作面積が申請地を含めて30アール（一部地域は20アール）以上となることや、経営農地のすべてを効率的に利用していること、機械の所有状況や農業従事者の状況などを総合的に判断して審査します。また、許可を受けないと土地の名義を変更することができません。

Q2 農地に家を建てたいのですが、どんな手続きが必要ですか？

A 農地を農地以外の目的に使用する場合は、農地法に基づく転用の手続きが必要です。市街化区域内であれば届出という簡単な手続きで済みますが、それ以外の区域では許可申請が必要です。

転用が許可になるには、候補地の位置や転用の確実性、転用に伴う周辺農地への影響など許可基準を満たす必要があります。
また、農用地区域内など転用に制限がある場合もありますので、計画の段階で必ず農業委員会に相談してください。

Q3 農地に何も手を加えず、そのまま駐車場や資材置場として使用する場合も転用手続きが必要ですか？

A はい、必要です。一時的なものであっても手続きが必要ですので、事前に農業委員会に相談してください。

Q4 許可を受けずに転用した場合はどうなりますか？

A 無許可の転用や計画どおりに転用しない場合は農地法違反となり、工事の中止や現状回復などの命令がなされる場合があります。また、3年以下の懲役や300万円以下の罰金といった罰則の適用もあります。

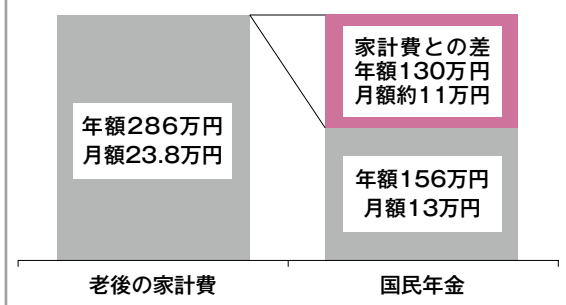
農地に関する質問・相談は
農業委員会事務局へ
(☎55-5528)3・5528)

しっかり積み立てがっちりサポート

農業者年金

老後の備えは国民年金＋農業者年金で！

老後の家計費と国民年金の比較(夫婦2人)



農業者の皆さんが加入している国民年金の支給額は月額最高6万5千円、夫婦で約13万円です。一方、高齢農家の家計費は夫婦で23万8千円が必要というデータがあります。これでは月額約11万円の不足です。

老後を安心して暮らすために、農業者年金で準備を始めませんか？

農業者なら広く加入できます

農業者年金は、①国民年金の第1号被保険者で②年間60日以上農業に従事する③60歳未満の方なら、どなたでも加入できます。

少子高齢化時代に強い積立年金

農業者年金は、自ら積み立てた保険料とその運用益で将来受け取る金額が決まる積立方式の年金です。保険料は月額2万～6万7千円の間で自由に設定でき、加入・脱退も自由です。

さらに、支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となるため、大きな節税効果があります。

保険料月額2万円の場合の年金支給額(年額)

加入年齢	納付期間	男性	女性
20歳	40年	81万円	69万円
30歳	30年	54万円	46万円
40歳	20年	32万円	27万円
50歳	10年	14万円	12万円

この試算は、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.75%となった場合の試算です。制度発足以降12年間の運用利回りの平均は2.53%、予定利率0.75%は農林水産省告示により定められている率です。

詳しくは 農業委員会事務局(☎55-5528)もしくはお近くのJAまで お気軽にお問い合わせください



■ 白鳥が飛来する湖北平野 ■

「ゆとりの里下古志ファーム13」は、平成18年8月に古志町下古志地区に住む農家13戸が、水稻栽培などを行う農事組合法人として設立。その頃から湖北平野には、毎年10月下旬になると多くの白鳥が飛来していました。

平成20年に、白鳥の生息と土壌の変化に関する研究を行う「ラムサール田んぼの会」へ加入し、白鳥の生息を活かした農薬や化学肥料の削減による栽培方法に取り組み始めました。冬季、水田を湛水することで、白鳥が圃場に除草効果や施肥効果をもたらします。

いろいろと試験を繰り返し、平成24年栽培米からは、「島根県エコロジー農産物」として、県の推奨を受けるようになりました。

■ 安心・安全な米づくり ■

現在、耕作総面積約30・3ヘクタールの主食用米の面積は約16ヘクタール。その主食用米のうち、化学肥料・農薬不使用を3・8ヘクタール、使用5割以下を4ヘクタールで栽培。国の「環境保全型農業直接支払交付金」を活用した有機農業にも取り組んでいます。除草剤を含む一切の農薬の使用と化学肥料の散布を全く行わずに栽培した米だけを「湖北はくちよう米」と命名し販売。また、農薬や化学肥料を5割以下に減らして栽培した



田車除草機で抜けない草は、手作業で抜き取ります

米については、「はくちよう舞」として販売しています。

農作業には、草取りなどに手間がかかるため、平成26年3月以降、繁忙期には障がい者施設から2名の作業員に来てもらい、補助的な作業に従事してもらっています。繁忙期の労働力確保だけでなく、農業に携わった障がい者の方の自立に繋がればと、受け入れを続けています。

「湖北はくちよう米」の主な販売方法は通信販売で、安全性への安心感とつややかでふっくらとした味が女性を中心に口コミで広がり、多くの注文があります。

■ 美田を守りぬく ■

「消費者のニーズに答えられるよう生産者の対応も変わっていくことが必要だと思います。米価下落や補助金のカットなど不安材料はありますが、今後も耕作面積の規模を拡大し、後継者を育成するため、就労の条件整備もしていきたいです。そして、白鳥が飛来するこの美しい田んぼを守っていきたいです。」と、代表理事の多久和輝男さんは力強く語ります。

環境に
やさしい農業を
してみませんか



化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組みとセットで、地球温暖化防止や生物多様化に効果の高い営農活動に取り組む場合、「環境保全型農業直接支払交付金」により支援を行っています。

こだわりの白鳥米をブランド化し、口コミによる通販で「売れていきます。」と除草の苦勞も笑顔で語られる組合員の皆さん。これから、安心・安全な物作りに取り組まれ、益々、飛躍されることを期待します。

(松崎農業委員)

農園の代表である岸本和久さんは、20年前に農協を退職。それまでは、兼業で水稻を営んでいましたが、退職後に、出雲郷地区でトマト栽培を始めました。

トマト作りのきっかけは、岸本代表が幼少の頃、出雲郷地区ではトマト栽培が盛んで、栽培方法やトマトの味に馴染みがあったからです。

トマト作りに適した堆肥や灌水について幾度となく試み、バランスのよい土壌と清浄な地下水によるハウスでの土耕栽培にたどり着きました。

退職後からの出発



ハウス内での摘花・摘果作業

現在、大小あわせて12棟（約0・4畝）のハウスで、1月から7月まで主にトマトを栽培しています。季節を問わず一年中食べることのできるトマトですが、岸本農園では、特においしいトマトにこだわり、露地物が出る前の5月中旬から7月下旬に収穫できるよう育てています。

パートを含めた10名で、トマトの手入れや選別、袋詰めを行い市場へ出荷。肉厚で甘みと酸味のバ

現在の取り組み

ランスが自慢です。

その年の気候によって追肥の量を増減したり与える時期を変えたりするのは、岸本代表の長年の感覚によるものですが、毎年、収穫するまで、おいしいトマトができるか心配です。

ハウスの責任者である岸本正志さんは、摘花・摘果作業、わき芽摘み、葉の選定とハウスをくまなく回ります。

そして昨年のトマトの生育と比較し天候状況を見ながら、水分管理を行い、糖度を「8」に維持できるように努めています。



トマトの選果作業

また、農園では約22畝の水稻を作付けし、トマトの後作にキュウリの栽培も行っています。

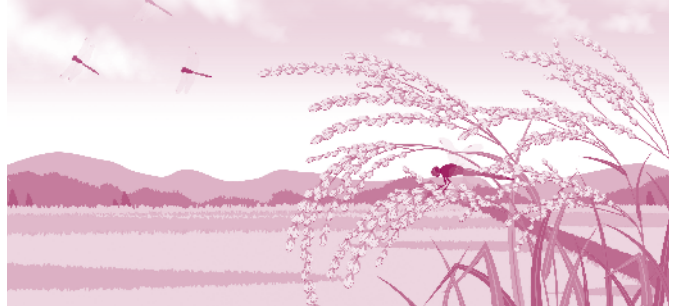
今後の課題と目標

おいしいトマト作りを続ける岸本代表も、後継者不足が大きな悩みです。かつて盛んだった出雲郷地区のトマト栽培農家は、以前と比べ減少し約10戸となっており、おいしいトマト作りを引き継いでくれる栽培農家が1戸でも増えることが岸本代表の願いです。

農園主である岸本さんとは、同じ東出雲町の農業者として意見交換をすることがありますが、今回の取材を通して、改めて岸本さんの農業に対する意気込みを感じました。

（永島農業委員）

耕作放棄地再生・利用に対する支援 「耕作放棄地再生事業」について



耕作放棄地の再生・利用に対する支援について、現在、平成28年度事業の要望を受け付けております。平成28年度に耕作放棄地再生事業の利用を希望される方は、10月半ば頃までに松江市農政課までお申し出ください。

耕作放棄地再生事業の概要

耕作放棄地となった農地の利用を促進するため、引き受け手（農業者、農業者組織等）が作物の生産再開に向けて再生利用する取組に対し総合的に支援します。

【対象者】

再生事業を行う年度から起算して5年間以上耕作する農業者又は農業者等の組織する団体。ただし、自己所有地の再生は原則対象外。

【対象農地】

農振農用地区域内の農地

【事業内容・補助率】

1. 耕作放棄地の再生利用活動に対する支援

(1) 再生作業

障害物除去・深耕・整地及び土づくり（肥料、有機質資材の投入）

定額支援 5万円/10a

（中心経営体に1ha以上面的集積する場合6万円/10a）

重機等を用いて行う再生作業

業 10/10

(2) 営農定着

営農資機材等の調達、導入作物の絞り込み、適正確認等2万5千円/10a（1年間）

2. 施設等補完整備に対する支援

基盤整備（農業用排水施設、農道、暗きょ排水等）10/10

乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農業用施設等 1/2

●お問い合わせ先

松江市農政課

電話 55-5231

農振農用地区域からの除外の申し出

農振農用地区域内で農地を農業以外の目的に転用する場合には、事前に農振除外の申し出が必要です。毎年4月末、10月末が申し出の締め切りです。（各支所でも取り次ぎします。詳しくは農政課までご相談ください。）

●お問い合わせ先

松江市農政課

電話 55-5231

農地の利用状況調査を実施します

農業振興のためには、優良農地を確保し、有効利用を促進することが重要ですが、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、遊休農地は増加傾向にあります。

この遊休農地の発生を未然に防ぎ、また違反転用を防止するなどを目的として、今年も10

●お問い合わせ先

松江市農業委員会事務局

電話 55-5528



月から11月頃（予定）にかけて、農地法に基づく市内全域の農地の利用状況調査（兼農地パトロール）を実施します。農委員と地区協力員が地区ごとに農地の調査・パトロールを行い、適正かつ効率的に利用されているかをチェックします。

そして、遊休農地と判断した農地については、農地法に基づき、所有者等に対する利用意向調査を順次実施することとしています。

「だんだん営農塾・牡丹コース」がスタートしました

だんだん営農塾実行委員会では、松江の特産農産物の栽培に興味のある方、農業を始めてみたい方などを対象に、農業の基礎知識や生産技術を学ぶことができます。「だんだん営農塾」を開講します。

「キャベツコース」、「西条柿コース」に加え、今年新設された「牡丹コース」は、日本一の生産を誇る「松江大根島牡丹」の栽培を体験できるコースで、6月17日にコースの開講式と初回の講座を行いました。

開講式では、松江大根島牡丹協議会の足立利人会長より、高齢化による担い手不足など産地の厳しい現状や、牡丹に興味を持った5名の受講生に対して、期待と激励の言葉がありました。

開講式後は、牡丹の歴史や栽培の基礎について研修し、牡丹が接木で生産される理由などを学びました。

また、実習は場では、散粒機を使った緑肥作物の播種や、トラクターを使った覆土を体験しました。



トラクターに乗るのが初めての方もおられました

受講生は、来年3月まで栽培の基礎や土づくりの実習、農家での栽培作業補助などを体験する予定です。

日本一の牡丹産地を維持して行くため、生産農家やJA、行政などが一体となって始まった新たな取り組みに、是非ご注目ください。

●お問い合わせ先

JAしまねくにびき地区本部
八東特産事業所

TEL 76-2526

認定農業者の皆様へ 松江市認定農業者協議会会員募集のお知らせ

松江市認定農業者協議会は、市内で農業を営む認定農業者で組織し、農業経営改善計画の目標を達成するため、会員相互の研さんや情報交換、各種研修会、先進事例視察研修等を行っています。

【活動内容】

- ・先進地視察研修
- ・全国担い手サミット参加
- ・経営改善研修会 等

【加入資格】

松江市で認定をした認定

農業者

【会費等】

加入料 2千円
年会費 一口 3千円

【加入方法】

加入をご希望される方は、事務局までお問い合わせください。

●お問い合わせ先

農業委員会事務局

(農政課農業振興係)

TEL 55-5225
FAX 55-5246

みんなで

環境保全活動

市内では各集落で、地域共同による農地や農業用水、農村環境の保全などの活動が行われています。

13鈔余りの水田に、二つのため池からポンプアップによりパイプラインで給水を行っている鹿島町佐陀本郷地区の本郷南水利組合でも、春と秋に57名の組合員で溝清掃と草刈りを行っています。

集落内でも、高齢化や、担い手不足、農地の荒廃といった問題がありますが、地権者、耕作者を問わず、全員参加による活動に取り組んでいます。



ため池周辺の草刈り作業

農業委員の異動

退任

2月28日付 廣江 峻 委員(農業協同組合推薦)

5月12日付 森脇 幸好 委員(議会推薦)
野津 照雄 委員(議会推薦)

新任

4月1日付 _____



石橋 敦夫 委員
(農業協同組合推薦)

5月13日付 _____



比良 幸男 委員
(議会推薦)

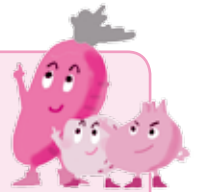


柳原 治 委員
(議会推薦)

「まつえし農林水産祭」の開催について

「地産地消で地域の未来を築こう！松江の農林水産業」をテーマに、新鮮で安全な農林水産物の販売やステージイベントなど様々な催しを用意して、みなさまのご来場をお待ちしています。

平成27年 **11月1日**
9時～14時30分まで



☆会場：松江総合運動公園中央広場

※駐車場が満車の場合、湖南中学校グラウンド隣の臨時駐車場をご利用ください。臨時駐車場と会場間のシャトルバスを運行します。

農業委員会は、しめ縄づくり体験コーナーを出店します。ぜひお立ち寄りください。

主催
松江市農林水産祭実行委員会
事務局 (松江市農政課)
連絡先 55-5232

全国農業新聞



営農とくらしに役立つ農業総合専門紙を購読してみませんか

◆月4回金曜日発行 ◆購読料 月700円

◆購読のお申し込みは 農業委員会事務局(電話55-5224)まで

平成27年度情報委員会(前期)

委員	委員	委員	委員	副委員長	委員長
角田	永島	松崎	小谷	古藤	安達
一夫	映	豊治	昌純	一郎	和朗

と望む。

今年7月8日には、松江城が国宝に指定された。松江の農業も全国に発信できるような産業になるようにと望む。

(角)

今、TPP問題やJA・農業委員会改革など、日本の農業はさらに変わっていくと実感している。

今年7月8日には、松江城が国宝に指定された。松江の農業も全国に発信できるような産業になるようにと望む。

戦後70年を迎え、その間、日本の姿は大きく変わった。

農業においても、70年前には人力や牛馬の畜力により行われていた作業が、農業機械の急速な進歩などにより様変わりした。小生も父を戦地で失い、母や祖父母と共に農作業に励んだ。牛を使い、鋤で田を耕したことを孫に話しても、チンプンカンプンの様子である。

今、TPP問題やJA・農業委員会改革など、日本の農業はさらに変わっていくと実感している。

編集後記

